

○ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素場環境基準超過場所



○ 概況調査

水質汚濁防止法第 16 条に基づき、愛知県が策定した地下水質測定計画のうち、県内の全体的な地下水質の概況を把握するために、調査をしているものです。今年度は 6 箇所実施しました。

○ 環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい、行政上の政策目標として定めた基準。環境基本法により規定されています。

○ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

- ・窒素化合物のうち硝酸塩及び亜硝酸塩を指し、肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、作物に吸収されずに土壤に溶け出し、富栄養化の原因となります。
- ・人が硝酸性窒素を多量に摂取した場合、一部が消化器内の微生物により還元されて、体内に亜硝酸態窒素として吸収され、血中でヘモグロビンと結合して、体内の酸素供給が不十分となり、酸欠状態となる（メトヘモグロビン血症）。また硝酸性窒素は胃の中で発ガン性を生成します。
- ・亜硝酸性窒素が人に与える影響としては、嘔吐、チアノーゼ、虚脱昏睡、血圧低下、脈拍増加、頭痛、視力障害等が見られます。
- ・公共用水域及び地下水の水質汚濁の環境基準は、硝酸イオン、亜硝酸イオンの濃度をそれぞれ窒素濃度に換算したものの和として、 10mg/l 以下であることとされています。